

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

令和元年7月2日

特別区人事・厚生事務組合

当組合では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、平成28年度から令和2年度までを計画期間とする特定事業主行動計画を策定し、様々な取組を進めています。この取組計画の平成30年度の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

なお、当組合は次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を特定事業主行動計画と一体的に策定しており、本公表はその実施状況の公表も兼ねています。

【当組合における具体的な取組と実施状況】

①育児に関連する勤務条件の周知

☞出産・育児に係る母体保護や育児休業、休暇など、出産や子育てに関連する休暇制度等をわかりやすくまとめた一覧表を全庁掲示しています。また、妊娠出産休暇や育児休業などの取得についての相談や問合せを随時受け付けています。

②妊娠・子育て中の職員への配慮

○男性職員の出産支援休暇の取得率（平成30年4月～平成31年3月）

目標値	取得率
100%	62.5%

○育児休業取得率（平成30年4月～平成31年3月）

男性		女性	
目標値	取得率	目標値	取得率
※13.0%	12.5%	100%	100%

☞男性職員の育児休業取得率は目標値に近づきました（平成29年度は0%）。引き続き、男性が育児休業等を取得しやすい環境づくり及び女性が安心して復帰できる環境づくりに取り組んでいきます。※国は2020年までに13.0%の目標値を掲げています。

③職場及び職員の意識改革

○超過勤務の縮減 月60時間超の職員（平成30年4月～平成31年3月）

目標値	実績数
0人	24人

○年次有給休暇の取得促進 年次有給休暇の平均取得日数（平成30年）

目標値	取得日数
15.0日	12.7日

☞超過勤務の縮減のため、所属とヒアリングを実施しています。また、庁内の会議で所属長に超過勤務実績を示し、各所属で改めて見直しを図るように周知しています。

月60時間を超えた職員に対しては、産業医の面談を実施し、健康で働きやすい環境づくりに取り組みました。

☞年次有給休暇について、全庁にプレミアムフライデー等の周知を実施し、促進を図りました。目標値に達するよう、取組みを強化していきます。

④管理職、係長級に占める女性職員の割合

○平成 30 年度

管理職		係長級	
目標値	率	目標値	率
※30.0%	26.5%	35%	36.1%

☞職員が自らのキャリアを考える契機とするため、女性の係長を講師とする研修を実施しました。

☞引き続き、現在の水準の維持・向上を図っていきます。

※国は 2020 年までに 30.0%の目標値を掲げています（平成 15 年 6 月男女共同参画推進本部決定、第 3 次男女共同参画基本計画〔平成 22 年 12 月閣議決定〕）。